新宿区医療的ケア児等コーディネーター支援体制整備促進事業実施要綱

５新福障支第１２７号　令和５年６月３０日　部長決定
６新福障支第４４８号　令和６年１２月１６日　部長決定

（目的）

第１条　この要綱は、民間事業所等に配置されている医療的ケア児等コーディネーターの地域における活動の定着を図るため、新宿区医療的ケア児等コーディネーター支援体制整備促進事業（以下「本事業」という。）の実施に当たり必要な事項を定め、もって、医療的ケア児の支援体制の整備を促進することを目的とする。

（用語の定義）

第２条　この要綱で使用する用語の定義は、次に定めるところによる。

（１）医療的ケアとは、人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引、栄養管理、排泄管理、その他の医療行為をいう。

（２）医療的ケア児等とは、人工呼吸器を装着している障害児その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障害児及び重度の知的障害と重度の肢体不自由が重複している重症心身障害児者をいう。

（３）医療的ケア児等コーディネーターとは、医療的ケア児等コーディネーター養成研修を修了したもので、医療的ケア児等の支援を総合調整する役割をもつ者をいう。

（４）民間事業所等とは、民間の特定相談支援事業所、特定障害児相談支援事業所又は訪問看護ステーション等をいう。

（対象者）

第３条　この事業は、都、他道府県及び政令指定都市が実施する「医療的ケア児等コーディネーター養成研修」の修了者を配置している区民が利用する区内又は区外の民間事業所等を対象とする。

（実施内容）

第４条　本事業では、以下に掲げる内容を実施することとする。

（１）民間事業所等における医療的ケア児等支援の基盤整備に係る業務

（ア）研修会開催経費

（イ）コーディネーター連絡会開催経費

（ウ）関係機関ネットワーク会議開催経費

（エ）事例検討会開催経費

（オ）その他区が必要と判断する業務

（２）サービス等利用計画策定前の業務

（ア）退院時カンファレンス参加経費

（イ）在宅移行支援に係る連絡調整業務

（ウ）基本相談業務

（エ）個別支援会議参加経費

（オ）個別支援に係るスーパーバイズ

なお、障害福祉サービス等に係る報酬が発生する場合は（１）及び（２）に該当する業務であっても、これを除くものとする。

（実施方法）
第５条　区は、民間事業所等が提出する事業計画書等を審査の上、対象事業を選定する。
２　民間事業所等は、事業実施後、区長に対し、事業報告書等により事業の実績を報告するものとする。

（事業運営）
第６条　本事業は、第４条に定める事業の運営を行う第３条に定める民間事業所等に補助する事業として実施する。

（補助金の交付）
第７条　区は、民間事業所等が第４条に掲げる内容を実施する場合は、別に定めるところにより、それに要する経費を補助することができる。

（その他）
第８条　この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関して必要な事項は、区が別途定める。
２　民間事業所等は、区が必要に応じて実施する調査等に対し協力をするものとする。

附　則
この要綱は、令和５年６月３０日から施行し、令和５年４月１日から適用する。

附　則
この要綱は、決定の日から施行し、令和６年４月１日から適用する。